

# 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部建築課 No.008

処 分 名	道の位置の指定
処 分 の 概 要	<p>建築物を建築するには、建築基準法に基づき、敷地が道路に接していなければなりません。したがって敷地の分割等の関係で、道路に接していないような敷地が生じるような場合には、特定行政庁から道路の位置の指定を受けて、道路を築造し、建築物を建築することができます。</p>
根拠法令等・条項	<p>建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項 5 号                  建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 144 条の 4                  建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 9 条</p>
審 査 基 準	<p><b>道路の位置の指定の取扱い基準</b></p> <p>1 延長の計り方</p> <p>(1) 位置指定道路の各部分の中心線の長さの合計とする。</p> <p>(2) 水路に橋等をかけて取り付ける場合の延長は、水路部分を含むものとする。</p> <p>(3) 法第 4 2 条第 2 項による道路（1.8 メートル以上 4 メートル未満）に取り付ける位置指定道路の延長は、その道路の見なし境界線から計るものとする。</p> <p>2 幅員の計り方</p> <p>(1) 幅員は、位置指定道路の中心線に直角に計るものとする。</p> <p>(2) 幅員は、各部分について 4 メートル以上なければならないものとする。</p> <p>(3) 法第 4 2 条の道路でない道（例えば、幅員 1 メートル）を含めて指定するときは、その道幅を含めた幅員とする。</p> <p>3 水路の扱い</p> <p>(1) 水路の場合で、その幅員が 1 メートル未満のものは、法第 4 2 条第 2 項による川に含めないものとする。</p> <p>(2) 公図上は水路があっても、現況が道路の状態であれば道路として扱うものとする。ただし、水路部分についてはその部分の使用の許可等を受けるものとする。</p> <p>4 すみ切り</p> <p>(1) 施行令第 1 4 4 条の 4 第 1 項第 2 号ただし書きにおいて規定されている特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合については、次のア又はイによるものとする。</p> <p>ア 両側すみ切りが不可能な場合で、角地の隅角をはさむ辺の長さ 3 メートルの二等辺三角形の部分の道を含むすみ切りが片側に設けられる場合。</p> <p>イ 歩道部分の幅が 2 メートル以上の道路に接続できる場合。</p> <p>(2) 当該申請に係る位置指定道路となる土地が、法第 4 2 条の道路に水路をはさんで接続される場合は、すみ切り設けた場合と同等以上の長さ含む有効な幅員を有する水路の使用の許可等を受けるものとする。</p> <p>(3) 曲り角が 60 度以下になる鋭角の角敷地は剪除長を 2 メートル以上とする。</p> <p>5 施行令第 1 4 4 条の 4 第 1 項第 4 号ただし書きにより階段状とすることができる場合は、次に掲げる要件に該当する場合とする。</p>

	<p>(1) 延長 35 メートル以下とし、かつ、位置指定道路を利用する建築物は原則として、8 戸以下であること。</p> <p>(2) 階段の構造について</p> <p>ア 石造又はコンクリート造であること。</p> <p>イ けあげは 18 センチメートル以下、踏面は 26 センチメートル以上であること。</p> <p>ウ 高さ 4 メートル以内ごとに、踏幅 1.2 メートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>6 自動車転回広場</p> <p>(1) 基準は別図による。</p> <p>(2) 縁石等を設けて境界を明らかにする。</p> <p>(3) 位置の標示をする。</p> <p>(4) 砂利敷その他ぬかるみとならない構造とする。</p> <p>7 側溝等について</p> <p>側溝等は、原則として当該申請に係る位置指定道路の両側に設けるものとする。</p> <p>8 その他の取扱い</p> <p>(1) がけ地の上に指定する場合で、がけに近接する部分には安全上柵等を設けるものとする。</p> <p>(2) 隣接地の承諾がとれないためやむを得ず隣接地境界線から離して当該申請に係る位置指定道路を設ける場合は、原則として 25 センチメートル以上離すものとする。なお、この場合には、位置指定道路との間に塀、柵等を設けて位置指定道路が隣地に接していないことが一見してわかるようにする。</p> <p>(3) 道路築造の確認を行ったうえで指定を行うものとする。</p>
標準処理期間	30 日（関係部局との協議に要する期間を除く。）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備考	・ 申請手数料：一件につき 50,000 円

■ 建築基準法

(道路の定義)

**第四十二条** この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員四メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

一～四 省略

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

(道に関する基準)

**第一百四十四条の四** 法第四十二条第一項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合には、袋路状道路（法第四十三条第三項第五号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

イ 延長（既存の幅員六メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が三十五メートル以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が三十五メートルを超える場合で、終端及び区間三十五メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ 幅員が六メートル以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が百二十度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ二メートルの二等辺三角形の部分道を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特

**根拠法令及び  
関係法令等の抜粋**

定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

四 縦断勾配が十二パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。